長野県民生委員児童委員協議会連合会子育て環境づくり部会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県民生委員児童委員協議会連合会(以下「県民児連」という。)会則 第13条第2項の規定に基づき子育て環境づくり部会の運営に関し必要な事項を定めるものと する。

(名 称)

第2条 この会の名称は、長野県民生委員児童委員協議会連合会子育て環境づくり部会(以下 「部会」という。)とする。

(目 的)

第3条 民生委員児童委員(以下「地区担当委員」という。)並びに主任児童委員相互の連携により、健やかに生み育てる環境づくりのための調査研究および児童委員活動の推進強化を図ることを目的とする。

(組 織)

- 第4条 部会は、地区担当委員並びに主任児童委員のうちから、県民児連会長が委嘱する15 名以内をもって組織する。
- 2 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 部会長および副部会長の選出は、部会員の互選とする。
- 4 部会員の任期は、県民児連会則第8条の規定を準用する。

(事業)

- 第5条 部会は、次の事項について調査研究し、県民児連会長に意見を述べるものとする。
 - (1) 地区民児協活動上の諸問題について
 - (2) ブロック・市町村民児協の活動促進方策について
 - (3) その他会長が必要と認め付議した事項

(経費)

第6条 この部会に必要な経費は、県民児連会計で処理するものとする。

附 則

1 この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年12月1日から施行する。